

第4章

計画をすすめる上での重点施策

計画を推進するにあたり、旧3市の取組みをふまえた実績評価や、男女共同参画推進協議会からの提言に基づき、さいたま市に特有の課題や緊急的な課題を解決するための重点施策を定め、5年間の中で優先的に実施します。

1 女性に対する暴力の根絶

現在市に寄せられる女性からの相談の多くが夫からの暴力です。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されていますが、暴力防止に向けた体制の確立はまだ十分とはいえない状況にあります。

重点施策では、セクシュアル・ハラスメント*や女性に対する暴力を根絶していくために、相談の充実や、連携ネットワークを形成し、女性の人権に対する正しい理解を深める啓発や暴力を受けた女性と家族に対するケア等の総合的な視点から、取組みをすすめていきます。

暴力防止のための啓発

男女が互いの性を理解・尊重し、あらゆる暴力を防止していくための啓発や情報提供をすすめます。また、暴力の防止に関する施策を研究し、施策に反映します。

基本的施策

性を理解し尊重する意識啓発・情報提供

被害者支援と関係機関の連携強化

暴力を受けた被害者(女性やその家族等)に対する相談や情報提供を充実します。また、被害者支援に関する関係機関との連携を強化するとともに、2次被害防止のための関係者への理解の促進に努めます。

基本的施策

女性に対する暴力、児童虐待防止への調査・対策
被害者への相談、支援体制の整備・充実

*セクシュアル・ハラスメント

一般的には雇用の場での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。教育機関や福祉現場等での「性的いやがらせ」も社会問題になっています。

2 安全で安心して働くことができる 就労環境の整備

社会経済情勢の変化に伴い、今後就労環境は、大きく変化することが予想されます。新しい時代にふさわしい技術や能力を養うとともに、安全で安心して働くことができる仕組みを、男女平等の視点にたって構築することは極めて重要です。市民・事業者と連携し、「安全で安心して」働ける仕組みづくりをつぎの4つの側面から支援していきます。

ゆとりのある働き方ができる仕組みづくり(時間)

男女ともに家族的責任を果たすための各種制度を利用しやすい環境をつくり、ゆとりある働き方ができる仕組みづくりをすすめます。

基本的施策

仕事と家庭が両立できる職場環境の促進
育児休業、介護休業等への理解と取得の促進

男女が平等に働き続けるための条件づくり(経済)

昇進、昇格等の機会や職場のさまざまな待遇において、男女が平等に働き続けることができるための条件づくりをすすめます。

基本的施策

男女雇用機会均等法の普及・啓発
就労継続のための労働条件の整備

就労や雇用の場や機会を広げる仕組みづくり(空間)

就職や再就職の機会を広げるとともに、在宅ワークや起業等、多様な働き方を支援するための仕組みづくりをすすめます。

基本的施策

再就職のための支援体制整備
多様な働き方への支援

一人ひとりが能力を発揮でき働きやすい職場づくり(関係)

職場において能力を発揮でき、また健康を保つことができるような能力開発支援やからだところの健康支援をすすめます。

基本的施策

職場での性差別撤廃に関する意識啓発
心身の健康が保てる就業環境の整備

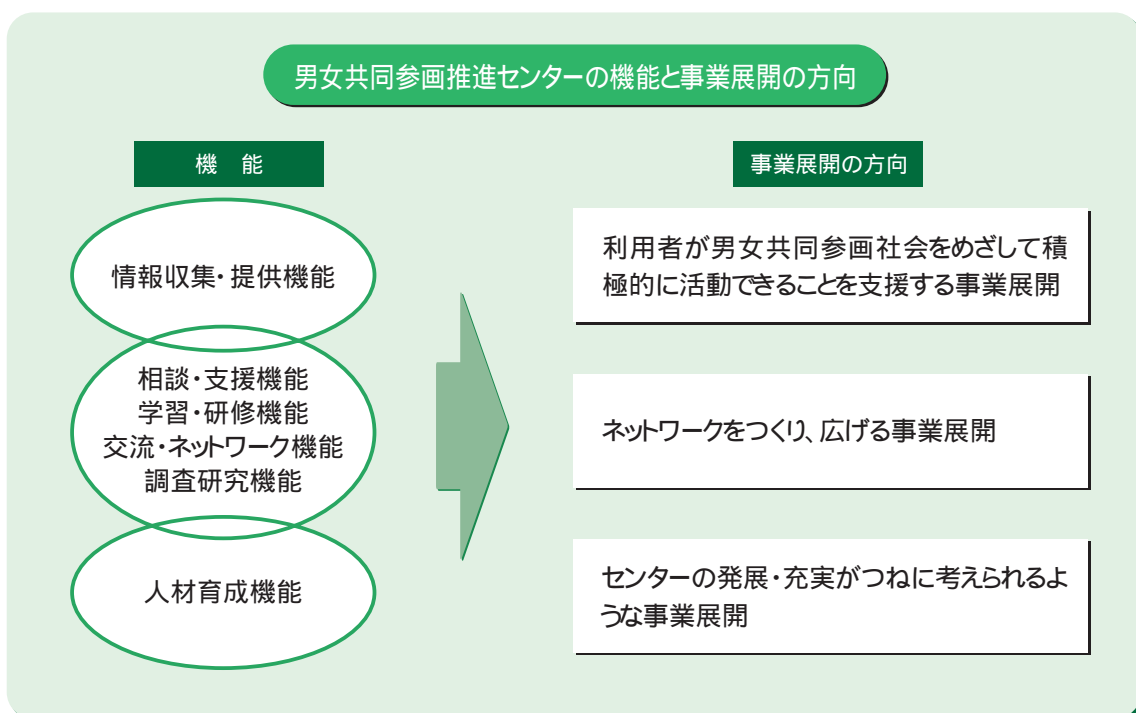
3 苦情の申出・処理制度の周知・普及

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」では、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策または男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策については、市民からの申出を適切かつ迅速に処理するための苦情処理委員を置くことをうたっており、平成15(2003)年10月1日より実施しています。

苦情処理委員はそれらの苦情の申出に対し、実施機関に対して説明を求め、必要があるときには当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行います。

4 男女共同参画拠点施設の活用と整備

重点事業として、さいたま市男女共同参画推進センターの機能・事業を具体化するとともに、近隣市町村や県、国の施設との機能連携を強化していきます。



男女共同参画推進センターの相談体制

